

○大島義晴君登壇 大だいまより、本日の議題となりました政府提出、參議院送付、農林委員会付託にかかる農地開発營團の行う農地開發事業を政府において引き継いだ場合における措置に関する法律案に関し、その審議経過及び結果の概要について御報告申し上げます。

農地開發營團は、昭和十六年、食糧事情ようやく緊迫せる情勢下、食糧自給の強化をはかるため、大規模な農地造成改良事業を計画的に遂行する目的で、農地開發法に基き、資本金三千万円、うち政府出資一千五百万円の國家代行機關として設立され、爾來現在までまいづらのあります。その実績を二、三の数字について見ますに、まず農地開發法による事業においては、農地造成事業が、地区数二百四十七、造成面積田畠合計一万七百八十六町歩、農業水利改良事業が、地区数二十四、受益面積十五万八千町歩でありまして、次に緊急五箇年開拓計画に基く開拓事業においては、昭和二十年から本年七月までの間に、受拓地区数五百四十五、造成田畠二万八千町歩に及んでおります。

しかるに、國土資源の合理的開発の見地に立ち、眞に恒久的政策として開拓事業を觀察するとき、その本來の性質上、やはり政府みずから責任においてこれを実施する体制を徹底させることが妥当であると思われるし、また

御承知のこととく營團という特殊法人は逐次解散され、公園その他の形式に移行している現状にありますので、農地開發營團についても、またこ

されたのであります。ここにおいて、農地開發營團の実施し來た農地開發事業及び緊急開拓事業も、あげてこれ

を政府に引き継ぐことになつたのであります。

しかるに、政府の行う開拓事業を要する土地その他の取得及び処分に関する法律案では、自作農創設特別措置法及び自作農創設特別措置特別会計法の適用を受けるから、政府が營團から引き継ぐ土地物件は、あたかもこの措置法によつて買收したと同一の取扱いをするのが妥

當であるといふ点並びに農地水利改良事業についても、農地開發法中に受益者負担の制度がありますので、政府引

継ぎ後においても同様の制度を認めて

いく要があると思われます。以上の規定を設ける必要があるというが、

本法律案提出の理由であります。

以下、その内容の細部についてなお若干の説明を附け加えておきます。

二点の理由に基き、それに伴う所要の規定期間を設ける必要があります。

第一点は、農地開發法第四十四條第一号

における開拓の基本方針、予算開発、北

海道、岩手の拓殖計画等々に関連して

農林委員会と政府側との間に行われた質疑應答中の主要なる事項につき御報

告申し上げます。

まず第一に、從來の開拓政策の欠陥

は、その經營主体が農地開發營團、

県、市町村等にわかれ、統一がなかつたことである。今後は國家の手で強力に遂行してもらいたい。これに対する

政府の所見いかんといふ質疑に対し、今後は基本施設については國家が直轄してこれをを行い、實際の開墾に

道の特殊事情に鑑み十分考慮したいと

いう答弁がありました。

第四に、岩手山麓の開発に關し具体的

計画があれば伺いたいといふ質問に對して、仙台の農地事務局で総合計画を立案中である、農林省所管以外の

事項については目下協議中であるとの

答弁であります。質疑應答中の主要なものは、以上のこととであります。

本法律案は、九月二日農林委員会に付託せられるや、二十二日提案理由の説明を聽取した後、予備審査を続行中でございましたが、十一月五日參議院

を通過、本院に送付されましたので、十

月十二日政府委員を招致して本法律案に關連する若干の事項について疑義

に対する証券は、自作農創設特別措置特別

会計がこれを負担するのであります。

次に、政府は農地開發營團か

ら農地開發法第四十四條第二号の農地の改良を目的とする農業水利施設の新設、廢止または変更等の事業を引継いで行うときは、この事業の費用の一部を都道府縣に負担させる

ことができ、都道府縣はさらにこの負担金の一部を、この事業によって利益を受ける者に、その受けた利益の限度で負担させることができるのです。

農地開發營團は、昭和十六年、食糧

給の強化をはかるため、大規模な農地

造成改良事業を計画的に遂行する目的

で、農地開發法に基き、資本金三千万円、うち政府出資一千五百万円の國家代行機關として設立され、爾來現在まで六箇年間にわたり相当の成績を收め

てまいづらのあります。

その実績を二、三の数字について見

ますに、まず農地開發法による事業

においては、農地造成事業が、地区数

二百四十七、造成面積田畠合計一万七

百八十六町歩、農業水利改良事業が、

地区数二十四、受益面積十五万八千

町歩でありまして、次に緊急五箇年開

拓計画に基く開拓事業においては、昭

和二十年から本年七月までの間に、受

拓地区数五百四十五、造成田畠二万八

千町歩に及んでおります。

しかるに、國土資源の合理的開発の見地に立ち、眞に恒久的政策として開拓事業を觀察するとき、その本來の性質上、やはり政府みずから責任においてこれを実施する体制を徹底させることが妥当であると思われるし、また

御承知のこととく營團という特殊

法人は逐次解散され、公園その他の形

式に移行している現状にありますので、農地開發營團についても、またこ

れたのであります。ここにおいて、農地開發營團の実施し來た農地開發事業

及び緊急開拓事業も、あげてこれ

を政府に引き継ぐことになつたのであります。

農地開發營團は、昭和十六年、食糧

給の強化をはかるため、大規模な農地

造成改良事業を計画的に遂行する目的

で、農地開發法に基き、資本金三千万円、うち政府出資一千五百万円の國家代行機關として設立され、爾來現在まで六箇年間にわたり相当の成績を收め

てまいづらのあります。

その実績を二、三の数字について見

ますに、まず農地開發法による事業

においては、農地造成事業が、地区数

二百四十七、造成面積田畠合計一万七

百八十六町歩、農業水利改良事業が、

地区数二十四、受益面積十五万八千

町歩でありまして、次に緊急五箇年開

拓計画に基く開拓事業においては、昭

和二十年から本年七月までの間に、受

拓地区数五百四十五、造成田畠二万八

千町歩に及んでおります。

しかるに、國土資源の合理的開発の見地に立ち、眞に恒久的政策として開拓事業を觀察するとき、その本來の性質上、やはり政府みずから責任においてこれを実施する体制を徹底させることが妥当であると思われるし、また

御承知のこととく營團という特殊

法人は逐次解散され、公園その他の形

式に移行している現状にありますので、農地開發營團についても、またこ

れたのであります。ここにおいて、農地開發營團の実施し來た農地開發事業

及び緊急開拓事業も、あげてこれ

を政府に引き継ぐことになつたのであります。

農地開發營團は、昭和十六年、食糧

給の強化をはかるため、大規模な農地

造成改良事業を計画的に遂行する目的

で、農地開發法に基き、資本金三千万円、うち政府出資一千五百万円の國家代行機關として設立され、爾來現在まで六箇年間にわたり相当の成績を收め

てまいづらのあります。

その実績を二、三の数字について見

ますに、まず農地開發法による事業

においては、農地造成事業が、地区数

二百四十七、造成面積田畠合計一万七

百八十六町歩、農業水利改良事業が、

地区数二十四、受益面積十五万八千

町歩でありまして、次に緊急五箇年開

拓計画に基く開拓事業においては、昭

和二十年から本年七月までの間に、受

拓地区数五百四十五、造成田畠二万八

千町歩に及んでおります。

しかるに、國土資源の合理的開発の見地に立ち、眞に恒久的政策として開拓事業を觀察するとき、その本來の性質上、やはり政府みずから責任においてこれを実施する体制を徹底させることが妥当であると思われるし、また

御承知のこととく營團という特殊

法人は逐次解散され、公園その他の形

式に移行している現状にありますので、農地開發營團についても、またこ

れたのであります。ここにおいて、農地開發營團の実施し來た農地開發事業

及び緊急開拓事業も、あげてこれ

を政府に引き継ぐことになつたのであります。

農地開發營團は、昭和十六年、食糧

給の強化をはかるため、大規模な農地

造成改良事業を計画的に遂行する目的

で、農地開發法に基き、資本金三千万円、うち政府出資一千五百万円の國家代行機關として設立され、爾來現在まで六箇年間にわたり相当の成績を收め

てまいづらのあります。

その実績を二、三の数字について見

ますに、まず農地開發法による事業

においては、農地造成事業が、地区数

二百四十七、造成面積田畠合計一万七

百八十六町歩、農業水利改良事業が、

地区数二十四、受益面積十五万八千

町歩でありまして、次に緊急五箇年開

拓計画に基く開拓事業においては、昭

和二十年から本年七月までの間に、受

拓地区数五百四十五、造成田畠二万八

千町歩に及んでおります。

しかるに、國土資源の合理的開発の見地に立ち、眞に恒久的政策として開拓事業を觀察するとき、その本來の性質上、やはり政府みずから責任においてこれを実施する体制を徹底させることが妥当であると思われるし、また

御承知のこととく營團という特殊

法人は逐次解散され、公園その他の形

式に移行している現状にありますので、農地開發營團についても、またこ

れたのであります。ここにおいて、農地開發營團の実施し來た農地開發事業

及び緊急開拓事業も、あげてこれ

を政府に引き継ぐことになつたのであります。

農地開發營團は、昭和十六年、食糧

給の強化をはかるため、大規模な農地

造成改良事業を計画的に遂行する目的

で、農地開發法に基き、資本金三千万円、うち政府出資一千五百万円の國家代行機關として設立され、爾來現在まで六箇年間にわたり相当の成績を收め

てまいづらのあります。

その実績を二、三の数字について見

ますに、まず農地開發法による事業

においては、農地造成事業が、地区数

二百四十七、造成面積田畠合計一万七

百八十六町歩、農業水利改良事業が、

地区数二十四、受益面積十五万八千

町歩でありまして、次に緊急五箇年開

拓計画に基く開拓事業においては、昭

和二十年から本年七月までの間に、受

拓地区数五百四十五、造成田畠二万八

千町歩に及んでおります。

しかるに、國土資源の合理的開発の見地に立ち、眞に恒久的政策として開拓事業を觀察するとき、その本來の性質上、やはり政府みずから責任においてこれを実施する体制を徹底させることが妥当であると思われるし、また

御承知のこととく營團という特殊

法人は逐次解散され、公園その他の形

式に移行している現状にありますので、農地開發營團についても、またこ

れたのであります。ここにおいて、農地開發營團の実施し來た農地開發事業

及び緊急開拓事業も、あげてこれ

を政府に引き継ぐことになつたのであります。

農地開發營團は、昭和十六年、食糧

給の強化をはかるため、大規模な農地

造成改良事業を計画的に遂行する目的

で、農地開發法に基き、資本金三千万円、うち政府出資一千五百万円の國家代行機關として設立され、爾來現在まで六箇年間にわたり相当の成績を收め

てまいづらのあります。

その実績を二、三の数字について見

ますに、まず農地開發法による事業

においては、農地造成事業が、地区数

二百四十七、造成面積田畠合計一万七

百八十六町歩、農業水利改良事業が、

地区数二十四、受益面積十五万八千

町歩でありまして、次に緊急五箇年開

拓計画に基く開拓事業においては、昭

和二十年から本年七月までの間に、受

拓地区数五百四十五、造成田畠二万八

千町歩に及んでおります。

しかるに、國土資源の合理的開発の見地に立ち、眞に恒久的政策として開拓事業を觀察するとき、その本來の性質上、やはり政府みずから責任においてこれを実施する体制を徹底させることが妥当であると思われるし、また

御承知のこととく營團という特殊

法人は逐次解散され、公園その他の形

式に移行している現状にありますので、農地開發營團についても、またこ

れたのであります。ここにおいて、農地開發營團の実施し來た農地開發事業

及び緊急開拓事業も、あげてこれ

を政府に引き継ぐことになつたのであります。

農地開發營團は、昭和十六年、食糧

給の強化をはかるため、大規模な農地

造成改良事業を計画的に遂行する目的

で、農地開發法に基き、資本金三千万円、うち政府出資一千五百万円の國家代行機關として設立され、爾來現在まで六箇年間にわたり相当の成績を收め

てまいづらのあります。

その実績を二、三の数字について見

ますに、まず農地開發法による事業

においては、農地造成事業が、地区数

二百四十七、造成面積田畠合計一万七

百八十六町歩、農業水利改良事業が、

地区数二十四、受益面積十五万八千

町歩でありまして、次に緊急五箇年開

拓計画に基く開拓事業においては、昭

和二十年から本年七月までの間に、受

拓地区数五百四十五、造成田畠二万八

千町歩に及んでおります。

しかるに、國土資源の合理的開発の見地に立ち、眞に恒久的政策として開拓事業を觀察するとき、その本來の性質上、やはり政府みずから責任においてこれを実施する体制を徹底させることが妥当であると思われるし、また

御承知のこととく營團という特殊

法人は逐次解散され、公園その他の形

式に移行している現状にありますので、農地開發營團についても、またこ

れたのであります。ここにおいて、農地開發營團の実施し來た農地開發事業

及び緊

日本電信電話工業株式会社の事務

を政府に引き継いだ時、現にこれら

の会社の社員であった者でその

退職の際、退職についての給與を

受けける権利を放棄して恩給法の公

務員に就職した者に、恩給法を適用する場合には、「公務員としての在職年数を加えたものによる。

前項の社員とは、同項に掲げる会社の職制による社員（準社員を除く。）をいう。

前項の社員とは、同項に掲げる会社は、政令の定めるところにより、同條の規定の適用を受ける社員が、当該会社の職員に就職した月から同條の規定による公務員に就職した月の前月までの期間、政府職員として在職し、同條の規定による公務員に就職した時退官したものとする場合に、これらの者が受けるべき恩給その他の給與の額を勘酌して大藏大臣の定める金額を、國庫に納付しなければならない。

附 則
この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規定は、國際電信電話株式会社に係る部分は昭和二十二年五月二十五日から、日本電信電話工事株式会社に係る部分は昭和二十二年六月五日からこれを適用する。

國際電信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案

（内閣提出）に關する報告書

〔都合により第六十四号の末尾に掲載〕

恩給法の一部を改正する法律案

〔裁定官廳〕を「裁定廳」に、「内閣

恩給局長〔を〕を「總理恩給局長〔を〕」、

〔關係官廳〕を「關係廳」に改める。

第十六條第三号中「國民學校、青

年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校」を小

學校、中學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校」を小

學校、中學校、盲學校、聾啞學校、養護學校及幼稚園」に改め、「又ハ幼

稚園」を削る。

第十八條第三項中「國民學校、青

年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校」を小

學校、中學校、盲學校、聾啞學校、養護學校及幼稚園」に改める。

第二十條第一項中「官ニ在ル者」を「官ニ在ル者又ハ國會職員」に改め。

第二十二條第一項中「幼稚園」を削り、同條第二項中「官立」を「國立」に改め、「又ハ幼稚園」を削る。

第二十三條第二号を次のように改める。

〔テハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命〕に改め、但書を削る。

第二十六條第一項第一号中「ニ在リテハ免官、退官又ハ失官」を「ニシテハ免官、退官又ハ失官」に改め、但書を削る。

官又は失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職又ハ失職又ハ失職」に改め、但書を削り、同條第二項中「ニシテ官吏タルモノ」を削る。

第四十九條第一項中「第三十三條、三十八條及前條」を「前二條」に改める。

第三十九條第二項中「准文官及準教育職員」を「級別ノ定ナキ公務員及公務員ニ準スベキ者」に改める。

第五十一條第一項に左の二号を加える。

三 彈劾ニ關スル法令ノ適用ニ依リ退職シタルトキ

四 會計検査院検査官職務上ノ義務ニ違反スル事實ニ付會計検査院法第六條ノ規定ニ依リ退職シタルトキ

第五十九條第二項中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校」を小學校、中學校、盲學校、聾啞學校、養護學校及幼稚園」に改め、「又ハ幼稚園」を削る。

第六十二條第三項中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校」を小學校、中學校、盲學校、聾啞學校、又ハ國民學校ニ類スル各種學校」を小學校、中學校、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校」に改め、同條第五項を削る。

別紙第二号表又は第五号表乃至第八号表中「親任」を削る。

附 則
別紙第二号表乃至第八号表の改正規定にかかるわらず、

第六條 昭和二十二年法律第七十七号附則の一部を次のように改正す

る。

第五條 従前の親任官については、

別表第二号表又は第五号表乃至第八号表の改正規定にかかるわらず、

第六條 第九條を削除する。

二十二條、第五十九條第二項及び第六十二條第三項乃至第五項の改正規定は、昭和二十二年四月一日から、第二十三條第五号の改正規定は、同年五月二日から、第二十

條第一項、第二十三條第二号、第二十五條、第二十六條、別表第二

号表及び第五号表乃至第八号表の改正規定並びに附則第六條の規定は、同年五月三日から、これを適用する。

第二條 従前の規定による学校又は幼稚園の教育職員及び准教育職員については、第十六條第三号、第十九條第三項、第二十二條、第五

項乃至第五項の改正規定にかかるわらず、なお從前の例による。

第三條 第六十二條第三項又は第四項の改正規定の適用については、同條第三項の改正規定による勤続在職

在職年には、從前の同項の規定による勤続在職年を、同條第四項の改正規定による勤続在職年には、從前の同項の規定による勤続在職年を含むものとする。

これと同様に、これと併せて、通信株式会社及び日本電信電話工事株式会社の通信事業を政府において引受けける事業を行つたために必要な両社の職員をそのまま政府職員として採用するのであります。これがこれらの職員について

は、從來の会社において在職した勤続年数に関する利益をそのまま留保させ

て、一般政府職員と同等の公正な待遇を與える必要があるので、会社退職の際一時退職金の支給を受ける権利を放棄した場合には、それらの者がさらに

乗算して恩給の計算をすることと

は、從來の会社において在職した勤続

年数に関する利益をそのまま留保させ

て、一般政府職員と同等の公正な待遇

を與える必要があるので、会社退職の際一時退職金の支給を受ける権利を放棄した場合には、それらの者がさらに

乗算して恩給の計算をすることと

は、從來の会社において在職した勤続

年数に関する利益をそのまま留保させ

て、一般政府職員と同等の公正な待遇

を與える必要があるので、会社退職の際一時退職金の支給を受ける権利を放棄した場合には、それらの者がさらに

乗算して恩給の計算をすることと

第十條中「普通地方公共團體」の下に「又は特別区たる特別地方公團體」を加える。

（内閣提出）に關する報告書

〔都合により第六十四号の末尾に掲載〕

恩給法の一部を改正する法律案

〔裁定官廳〕を「裁定廳」に改める。

恩給法の一部を改正する法律案

〔關係官廳〕を「關係廳」に改める。

恩給法の一部を改正する法律案

第十條を削除する。

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

</

したものであります。なお退官手当につきましても、閣議決定によつて同様の措置をいたすこととなつておりますが、これらの措置に伴いまして、会社職員としての在職年数についての恩給金及び退官手当の見返り財源として、大藏大臣の定める金額を会社から國庫に納付させる必要がありますので、これに関する措置を併せて規定したものであります。

次に、周給法の一部を改正する法律案であります。これは恩給法の実質的な内容の改正ではなく、諸般の制度改正に伴う事務的な改正であります。すなわち第一は、國会職員に関するもので、國会職員の恩給につきましては、前議会におきまして暫定的な取扱いを定めたのであります。今向國会職員法等の制定により、その身分取扱いが一般政府職員とほぼ基準を同じくして確定いたしましたので、一般政府職員と同一恩給制度のもとに恩給を給することとしたのであります。

第二は、学校教育制度の改革に伴う改正であります。新制の公立の小学校、中学校、高等学校、難学校及び幼稚園の教育職員につきましては、周給法における取扱いを從前の公立の國民学校、青年学校、幼稚園、盲学校、難学校、青年人学校、幼稚園、盲学校、難学校の教育職員と同様にいたし、また新制の公立の高等学校及びこれに類する各種学校の教育職員につきましては、恩給法における取扱いを從前の公立の中学校の教育職員と同様にいたしました。第三は、經濟監視官補の新設に伴うもので、新たに設置せられました經濟

監視官補は、その職務内容及び身分取扱いから見まして、恩給法上警察監獄の措置をいたすこととなつております。

第四は、裁判官、会計検査官の懲戒

的退職制度の制定に伴うもので、裁判官が裁判官彈劾法により彈劾裁判所の罷免裁判によつて退職させられることが会計検査院法の規定によりまして懲戒退職せしめられた場合は、これらのものも一般官吏についての懲戒処分に

よる退職の場合と同様に、恩給受給資格を喪失せしめることとしたのであります。

最後に第五は、親任官の廃止、内閣

恩給局長が總理恩給局長となつたと

いうよりな官制の改正等に伴う字句の修正に類する改正であります。

厚生委員会におきましては、この両

法律案とともに恩給の増額に関する諸

質疑應答のおもなるものを一括説明

しておきます。

厚生委員会におきましては、この両

法律案とともに恩給の増額に関する諸

質疑應答のおもなるものを一括説明

しておきます。

厚生委員会におきましては、この両

法律案とともに恩給の増額に関する諸

質疑應答のおもなるものを一括説明

するものがある。この際恩給法を根本的に改正する意思はないか。

答弁　國家公務員法に基く恩給制度の根本的な改革については、今後人事委員会において検討を加えるが、國家財政との関係もあり、未だ成案を得るに至つてない。

質問　一般恩給の根本的改正はともかくとして、現在最も窮屈の状況にある老齢者の恩給について、速急に緊急的な措置を講じなければならぬと思うがいかん。

答弁　老齢者について特別の措置を講じなければならぬ必要は政府も痛感しているので、財政その他の事情ともに合わせて、速やかにその実現を期し得るよう一段の努力を拂いたい。

質問　旧軍人軍族の傷病恩給ははなはだしく低額に失するから、これを増額する考えはないか。

答弁　旧軍人軍族の傷病恩給については、一定のやむを得ざる制限があり、厚生年金受給者の問題を解決しないと増額し得ない。厚生年金については、さきに改正の結果増額にはなつたが、改正前の受給者の受給額は増額されておらない。従つて、そのわたくに押されられて、旧軍人軍族の傷病恩給も道標ながら増額するというわけにいかない実情にある。

かくして審査を終りまして、請願、陳情についてはその採否を後日に譲り、兩法律案につきまして、討論を省略して採決いたしました結果、厚生委員会は全会一致をもつて両案とも原案通り可決すべきものと決した次第であります。以上、簡単ですが、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君)　両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

二　この法律施行の日から、昭和二十三年三月三十日までの間に離職したことの離職したこと。

前項の規定によつて失業手当金(同項に規定する失業保険金)を含む。第十六条の場合を除いて、以下同じ。の支給を受けることができる者が、第六條に規定する期間内に、再び就職した後離職した場合においては、同項に掲げる事項に該当しないときでも、失業手当金を支給する。

第四　失業手当法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　日程第四、失業手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

一　離職の日まで繼續して六箇月以上、失業保険法に規定する事業所(失業保険の被保險者)に至つてない。

二　この法律施行の日から、昭和二十三年三月三十日までの間に同一の事業所(失業手当法)に雇用されたこと。

○議長(松岡駒吉君)　失業手当法案(内閣提出)、失業保険法案(内閣提出)、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第五　失業保険法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業保険法案(内閣提出)、失業手当法案、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第六　失業手当法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業手当法案(内閣提出)、失業保険法案(内閣提出)、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第七　失業保険法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業保険法案(内閣提出)、失業手当法案、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第八　失業手当法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業手当法案(内閣提出)、失業保険法案(内閣提出)、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第九　失業保険法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業保険法案(内閣提出)、失業手当法案、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第十　失業手当法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業手当法案(内閣提出)、失業保険法案(内閣提出)、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第十一　失業保険法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業保険法案(内閣提出)、失業手当法案、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第十二　失業手当法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業手当法案(内閣提出)、失業保険法案(内閣提出)、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第十三　失業保険法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業保険法案(内閣提出)、失業手当法案、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第十四　失業手当法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業手当法案(内閣提出)、失業保険法案(内閣提出)、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第十五　失業保険法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業保険法案(内閣提出)、失業手当法案、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第十六　失業手当法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業手当法案(内閣提出)、失業保険法案(内閣提出)、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第十七　失業保険法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業保険法案(内閣提出)、失業手当法案、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第十八　失業手当法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業手当法案(内閣提出)、失業保険法案(内閣提出)、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第十九　失業保険法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　失業保険法案(内閣提出)、失業手当法案、手当法案、日程第五、失業保険法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告通り可決いたしました。

第二十　失業手当法案(内閣提出)

一 第二條第一項の規定に該当す

ることを証明する文書その他必要な文書を公共職業安定所に提出すること。

二 離職後、政令の定めるところ

頭し求職の申込をした上、失業の認定を受けること。

定する期間内に再び離職した場合は、この限りでない。

他不正の行爲によつて、失業手当金の支給を受け、又は受けようとしたときは、失業手当金を支給しない。

る処分に不服のある者は、失業手当審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、失業手当審査会に審査を請求し、その決定に

証拠調については、民事訴訟法の証拠調に関する規定並びに民事訴訟費用法第九條及び第十一條による。

三第一三假の夫婦を登場する。但し、過料に処し、又は拘引を命ぜることができない。

(申立の期間)

起は、処分の通知又は決定書の交

付を受けた日から六十日以内に、
これをしなければならない。この

城へ向むかひて、審査の請求にてこ
りが、医師法並く准用する所つゝ思ふ

〔一〕訴訟法第ノ條第三項の規定を、訴の提起については、民事訴

訟法第百五十八條第二項及び第百

(施行規定) 五十九條の規定を準用する。

第二十二條 前五條に規定するもの

の外、失業手当審査官及び失業手

審査会に提出する事項は、政
令で定める。

(卷之三)

第一二三條 失業手当金の支給を受
けた者は、一年を超過してはま
ねる。

は、時効によつて消滅する。

前項の時効について、その中断、

停止その他の事項に関する規定を準用する

20

(印紙税の非課税)
第一十四條　失業手当に關する書類

七五九

•

官報号外
昭和二十二年十一月十六日
公證會第59號
失業手当法案外一件

に備すべき重大な事由によりて解雇され、又はやむを得ない事由がないと認められるにもかかわらず自己の都合によりて退職したとき

は、第十九條に規定する期間の満了後一箇月以上二箇月以内の間ににおいて公共職業安定所の定める期間は、失業保険金を支給しない。

第二十三條 受給資格者が、詐欺その他不正の行為によつて、失業保

金の支給を受け、又は受けようとしたときは、失業保険金を支給しない。

前項の場合において、政府は、失業保険金の支給を受けた者又はその相続人に對し、当該支給金額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(支給方法及び支給期日)

第二十四條 失業保険金の支給方法及び支給期日は、政令でこれを定める。

(受給権の譲渡及び差押の禁止)

第二十五條 失業保険金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることはできない。

(租税その他の公課の非課税)

第二十六條 失業保険金を標準として、租税その他の公課は、これを課さない。

(費用の支給)

第二十七條 受給資格者が、公共職

業安定所の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更する場合においては、政府は、命令の定めるところによつて、受給資格者及びその者により生計を維持されている同居の親族(届出をしないが、事實上その者と婚姻關係と同様の事情にある者を含む。)の移轉に要する費用を支給することができる。

第二十三條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(第四章 費用の負担)

第二十八條 國庫は、保険給付に要する費用の三分の一を負担する。

(國庫の負担)

第二十九條 政府は、失業保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徵收する。

(保險料額及び保險料の負担割合)

第三十條 保險料額は、各月につけた場合に、同項但書の規定によつて変更された保険料率は、その變更の日から一年以内に、その變更について、國会の議決がなかつた場合には、同項但書の規定によつて変更された保険料率は、その變更あつた日から一年を経過した日から、第一項に規定する保険料率に変更されたものとみなす。

(保險料納付義務者)

第三十一條 保險料率は、被保険者

について、各々千分の一とする。

(報酬からの保險料免除)

第三十三條 事業主は、政令の定めるところによつて、前條の規定に

より納付する保険料を被保険者に支拂う報酬から控除することができる。

(保險料納付期日)

第三十四條 保險料の納付期日に關しては、政令でこれを定める。

(保險料の督促その他滞納処分等)

第三十五條 保險料を滞納する者があるときは、政府は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

(保險料の督促その他の滞納処分等)

第三十六條 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額百円につき一日四錢の割合で、納期限の翌日から徵收金完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徵收する。但し督査状に指定した期限までに徵收金及び督査手数料を完納したときはその他の政令で定める場合

に、これも督査しなければならない。

(保險料その他のこの法律の規定による徵收金の先取特權の順位)

第三十七條 保險料その他のこの法律の規定による徵收金の先取特權の順位は、市町村その他これに準ずるものとの徵收金に次ぎ、他の公課令で定める金額を徵收する。

(前項但書の場合には、労働大臣)

第三十八條 保險料その他のこの法律の規定による徵收金に関する書類の送達については、國稅徵收法第四條ノ七及び第四條ノ八の規定を準用する。

(第五章 失業保険委員会)

第三十九條 労働大臣の諮問に應じて失業保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、失業保

よりて、これを処分する。この場合においては、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第六章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第七章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第八章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第九章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第十章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第十一章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第十二章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第十三章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第十四章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第十五章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第十六章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第十七章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第十八章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第十九章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第二十章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第二十一章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第二十二章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第二十三章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第二十四章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第二十五章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第二十六章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第二十七章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第二十八章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第二十九章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第三十章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第三十一章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第三十二章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第三十三章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

(第三十四章 前條の規定によつて、督査をしたときは、政府は、徵收金額の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

及び公益を代表する者につき、労働大臣が各同数を委嘱した者でこれを組織する。

前二項に定めるもの外、失業保険委員会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第六章 審査の請求、訴願及び訴訟

(不服の申立)

第四十條 失業保険金の支給に関する处分に不服のある者は、失業保険審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、失業保険審査会に審査を請求し、その決定に不服のある者は、裁判所に訴訟を提起することができる。

前項の審査の請求は、時効の中斷に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

(職権審査)

第四十一條 失業保険審査官は、必要があると認める場合においては、職権で審査をすることができる。

失業保険審査官は、審査のため証人又は鑑定人の尋問その他の証拠調査をすることができる。

証人又は鑑定人の尋問その他の証拠調査をすることができる。

(申立の期間)

第四十五條 審査の請求、訴の提起又は訴願の提起は、処分の通知又は決定書の交付を受けた日から六十日以内に、これをしなければならない。

（報告、出頭等の義務）

事業主であつた者に対して、報告をさせ、若しくは出頭を命ずることができる。

第四十二條 保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に不服のある者は、労働大臣に訴願することができる。

前項の規定による訴願の提起があつたときは、労働大臣は、失業保険審査会の審査を終て、これを裁決する。

訴願者の代表する者、事業主を代表する者及び公益を代表する者に

あつたときは、労働大臣は、失業保険審査会の審査を終て、これを裁決する。

（失業保険審査会）

第四十三條 失業保険審査会は、被保險者を代表する者、事業主を代表する者及び公益を代表する者に

つき、労働大臣が各同数を委嘱した者でこれを組織する。

（証拠調査）

第四十四條 失業保険審査官又は失業保険審査会は、審査のため必要があると認める場合においては、

前項の時効について、その中斷、停止その他の事項について、命令の定めるところによつて、民法の時効に關する規定を準用する。

命令の定めるところによつて、行政権のなす保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知は、民法第一百五十三條の規定にかかるらず、時効中断の効力を生ずる。

(印紙税の非課稅)

第四十八條 失業保険に関する書類には、印紙税を課さない。

（報告、出頭等の義務）

大臣の職權の一部は、政令の定め

らない。この場合において、審査の請求については、訴願法第八條の規定による訴願の提起について、民事訴訟法第一百五十九條の規定を準用する。

第三項の規定を、訴の提起について、民事訴訟法第一百五十九條の規定を準用する。

二項及び第三項の規定を准用する。

（施行規定）

第四十六條 この章に定めるもの

外、失業保険審査官及び失業保険審査会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第七章 雜則

第四十七條 保険料を徴収し、又はその還付を受ける権利及び失業保険金を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

前項の時効について、その中斷、停止その他の事項について、命令の定めるところによつて、民法の時効に關する規定を準用する。

命令の定めるところによつて、行政権のなす保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知は、民法第一百五十三條の規定にかかるらず、時効中断の効力を生ずる。

前項の時効について、その中斷、停止その他の事項について、命令の定めるところによつて、民法の時効に關する規定を準用する。

命令の定めるところによつて、行政権のなす保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知は、民法第一百五十三條の規定にかかるらず、時効中断の効力を生ずる。

前項の時効について、その中斷、停止その他の事項について、命令の定めるところによつて、民法の時効に關する規定を準用する。

命令の定めるところによつて、行政権のなす保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知は、民法第一百五十三條の規定にかかるらず、時効中断の効力を生ずる。

前項の時効について、その中斷、停止その他の事項について、命令の定めるところによつて、民法の時効に關する規定を準用する。

命令の定めるところによつて、行政権のなす保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知は、民法第一百五十三條の規定にかかるらず、時効中断の効力を生ずる。

前項の時効について、その中斷、停止その他の事項について、命令の定めるところによつて、民法の時効に關する規定を準用する。

命令の定めるところによつて、行政権のなす保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知は、民法第一百五十三條の規定にかかるらず、時効中断の効力を生ずる。

前項の時効について、その中斷、停止その他の事項について、命令の定めるところによつて、民法の時効に關する規定を準用する。

命令の定めるところによつて、行政権のなす保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知は、民法第一百五十三條の規定にかかるらず、時効中断の効力を生ずる。

前項の時効について、その中斷、停止その他の事項について、命令の定めるところによつて、民法の時効に關する規定を準用する。

第四十九條 行政廳は、被保險者を雇用する事業主に、被保險者の異動、報酬その他必要な事項について、報告をさせ、文書を提出させ、他の失業保険事業の運営に關して必要な事務を行わせ、又は出頭させることができる。

第五十三条 事業主が、左の各号の一に該当するときは、これを一万元以下の罰金に処する。

一 第八條第三項の規定に違反した場合

二 第四十九條第二項の規定によつて、訴訟を起した場合

三 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

四 この法律の規定による當該官吏の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出

五 この法律の規定による當該官吏の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出

六 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

七 この法律の規定による當該官吏の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出

八 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

九 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

十 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

十一 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

十二 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

十三 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

十四 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

十五 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

十六 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

十七 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

十八 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

十九 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

二十 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

二十一 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

二十二 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

二十三 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

二十四 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

二十五 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

二十六 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

二十七 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

二十八 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

二十九 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

三十 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

三十一 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

三十二 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

三十三 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

三十四 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

三十五 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

三十六 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

三十七 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

三十八 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

三十九 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

四十 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

四十一 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

四十二 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をばならない。

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、前二條の違反行為をしたときは、行爲者を罰するの

外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

附 則

この法律は昭和二十二年十月一日から、これを施行する。

失業手当法第二條の規定に該當する者が、同法の規定によつて失業手当金又は失業保険金の支給を受けたときは、その支給を受けるについて計算された同條第一項第一号の期間中被保險者であった期間は、第十五條第一項の被保險者であつた期間に、これを加算しない。

失業保険法案(内閣提出)に関する報告書

〔総合により第六十四号の末尾に掲載〕

○加藤勘十君 大だいま議題となりました、政府提出にかかる失業保険法案及び失業手当法案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

両法案は、現下の経済危機突破の総合的な対策として樹立いたしました経済緊急対策の一環として制定を見ることなつたのであります。以下、そのうち

失業保険は、新憲法により定められました國民の最低生活の保障の精神に則り、文化國における失業者に対する恒久的な社会施設として、失業した労働者に対する失業保険金を支給するとともに、その就業の促進をはかり、失業者の生活の安定をはかることを目的とす

るものであり、これに対し失業手当は、失業保険の保険給付が開始せられるまでに必要な六箇月の期間において発生する予見される失業者に対し失業手当金を支給することを目的とするものであつて、兩者相まって今後

の失業対策の中核をなすものと考えらるるものであります。

失業保険制度は、すでに歐米の先進國におきましては三十年以上の歴史をもつており、わが國でも從來しばく

識者によつてその必要が唱道されていましたのであります。政府は今回遅れば

を進めておりましたところ、成案を得たので本國会に提出せられ、労働委員会に付託となつたのであります。しか

して本委員会は、九月十六日から十一月十三日至るまで十二回にわたつて開催し、慎重に審議をいたした次第であります。政府からは片山總理大臣、

米澤國務大臣その他の政府委員が出席せられ、眞摯なる答弁、説明があつた

のであります。以下、その主要な点を申し上げます。

まず、本法案審議の前提となる政府の經濟再建計画、労働政策、産業合理化の基本方針及び完全雇用、失業対策

について政府の所信を質しましたところ、政府よりは次のやうな答弁があつたのであります。

第一に、經濟再建計画については、組閣後樹立した八項目の經濟緊急対策を足場として今後長期の經濟再建計画

を立て、これに基いて実際的、効果的に諸施策を行つていただきたいとの答弁があつたのであります。

第二に、經濟再建の基礎たる労働政策について、労資間の諸問題を解決し、他方事業家が私利私欲にはしらぬよう

にしたいとの答弁があつたのであります。

第三に、經濟再建と関連いたすのであるとともに、經營協議会の活用による労資間の諸問題を解決し、他方事業家が私利私欲にはしらぬよう

にしたいとの答弁があつたのであります。そこで、本法案審議の精神に則り、各國の失業保険の長をとり、その調査立案を進めておりましたところ、成案を得たので本國会に提出せられ、労働委員会に付託となつたのであります。しか

して本委員会は、九月十六日から十一月十三日至るまで十二回にわたつて開催し、慎重に審議をいたした次第であります。政府からは片山總理大臣、

米澤國務大臣その他の政府委員が出席せられ、眞摯なる答弁、説明があつたのであります。以下、その主要な点を申し上げます。

第一に、本法案の各條項について詳細に政府の説明を求めたのであります。

第一に、失業保険法案第七條の、政府職員を当然被保險者の中から除外することについては、政府職員各個人別に除外、加入のいかんを決するのではなく、現行の政府職員に対する退職給與の額を實質的に失業保険金の支給額よりも上げることによつて一括して除外する方針であるとの答弁があつたのであります。

第二に、失業保険を労働組合に代行

して労力を受取、したいが、完全雇用を果し得ない現実もあるので、やむを得ず

との質疑に対しまして、政府からは、新憲法下の文化國の失業対策として制定されるものであり、國会に本法案を提出した際における労働大臣談話として發表したこと、本法が首切りの交換問題になるようなことは嚴に戒め、本法を悪用する業者に対する反省を求めるとの答弁がありました。

第三に、失業保険金、失業手当金と從來の退職手当との関係については、退職手当は労働者の勤続年限に応じて増加して支給されるものであり、離職

後は失業保険金の支給を受けることができる者について退職手当を考慮するとはしないとの答弁があつたのであります。

本法を悪用する業者に対する反省を求めるとの答弁がありました。

第三に、失業保険金、失業手当金と從來の退職手当との関係については、退職手当は労働者の勤続年限に応じて増加して支給されるものであり、離職

後は失業保険金の支給を受けることができる者について退職手当を考慮するとはしないとの答弁があつたのであります。

第一に、失業保険は情民を養成する結果にならぬかとの質問に対し、政府からは、資格期間、待期、受給期間等について政府の見解を求めたところ、次のような答弁があつたのであります。

第一に、失業保険は情民を養成する結果にならぬかとの質問に対し、政府からは、資格期間、待期、受給期間等について政府の見解を求めたところ、次のような答弁があつたのであります。

第一に、失業保険法第七條の、政府職員を当然被保險者の中から除外することを拒んだときは給付を制限することとしているので、いたずらによらずらしながら支給を受けるような弊にぶらしながら支給を受けるような弊に

はならないと思うとの答弁でありました。

第二に、両法が施行されると、各工場で不必要に人員整理を促進され、い

であります。

せしめてはどうかとの質問に対しまして、政府からは、失業保険は、失業という政治的、經濟的、社会的原因によつて発生する事象を、大数の法則に基づき危険を分散して行う保険制度であつて、個々の労働組合においては經營が成り立たない、保険と不可分の関係にある失業の認定と就業の斡旋とが密接に連絡し、全國的組織の國営紹介機関である公共職業安定所で行わしめることが適当である、これらの理由から、労働組合に失業保険を代行せしめることには困難があるから、將來の問題として研究したい旨の答弁があつたのであります。

第五に、失業の認定方法いかんについて質問がありましたが、これに対し
て政府からは、失業の認定は公共職業安定所長がするのであるが、その認定
基準については失業保険委員会によ
詰つて示したいとの答弁がありま
た。

しい、という意見に対しまして、政府としては屢々國民的立場から人選をすることがとしたいとの答弁があつたのであります。

たのであります。
第一に、失業保険法案第十四條の被
保険者期間については、現在の労働者
の実働労働日数を十日以上をもつて「一日
とすることにして。
第三に、失業保険法案第十七條及び
失業手当法案第五條の支給金額に関する

第七に、失業保険法第四十九條、第五十一條及び失業手当法第二十一条、第二十六條の規定に関する、「出頭」または「臨検」等の字句は、新憲法との法律の文句として適当でないと考え、それ／＼所要の修正を加えました。

すぎると思う、むしろ体刑を科し得ることとしてはとの意見に対しまして、政府からは、通貨の安定した先においては低いとは思われぬし、他の社会保険との振り合いを考えて、この程度で適當だと思うとの答弁があつたのであります。

かくいたしまして、本法案に対する質疑は十月三十日終了し、十一月十四日に討論にはいりましたところ、社会党前田種男君より各派一致の修正意見を述べられ、原案に対する修正議決をした次第であります。その主たる修正点を読み上げます。

第一に、去る九月一日より施行せられたました労働基準法において、労働者が労働の対象として事業主より受けるものはすべて賃金といったことになつたのに相應し、本法案中標準報酬または報酬を賃金に改め、これに関連して規定してある失業保険法第四條、第五條、第十七條、第三十條、第三十三條、第三十四條及び失業手当法案第五條に所要の修正を加えることとした

る規定については、失業保険金または失業手当金算定の基礎となる賃金のきめ方を、各種の賃金の形態に応じて胆確に規定し、物價の上昇に伴つて失業保険金額表を改定し得る規定を設けるとともに、失業した労働者の最低生活水準の保持及び財政上の負担軽減の見地より、若干の減額規定を設けることとしたのであります。

第四に、同法第十九條の十四日間の待期は失業した日数七日に改めるとして、これに相應して手当法案第七條を修正いたしました。

第五に、失業保険法案第二十一條の給付の制限中に、職業安定法案の第二十條の規定に應じて労働争議の発生している事業所に受給資格者を紹介したときは、これを正当に拒み得る場合に加えたのであります。

第六に、失業保険法案第二十四条及び失業手当法案第十三條の失業保険の期日に関する規定については、支給の期日及び期日を原則として一週間に回と明示することとし、

終る次第であります。(拍手)
○議長(松岡駿吉君) 両案を一括して
採決いたします。両案の委員長報告は
いずれも修正であります。両案は委員
長報告の通り決するに御異議ありませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松岡駿吉君) 御異議なしと認
めます。よつて両案は委員長報告の通
り決しました。

これにて議事日程は議了いたしまし
た。次会の議事日程は公報をもつて通
知いたします。本日はこれにて散会い
たします。

午後三時二十五分散会

出席國務大臣

米澤 滉亮君

出席政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君

農林政務次官 井上 良次君

農林事務官 伊藤 佐君

通信政務次官 横尾 三郎君

労働政務次官 土井 直作君

労働事務官 上山 顯君

衆議院会議録第四十七号中正誤

貞段行誤 正

吾三二解に 解釈に

吾三三組合におは 組合におい

ト三四会が擴充 会を擴充

吾三四一絶対は 絶対に

吾二一借家業を營 ます 借家業を營

吾二二解体と弊 みます 解体の弊